

メンタルヘルス相談事業に関する実施要領

1 目的

この要領は、地方職員共済組合組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）が、地方職員共済組合沖縄県支部長（以下「支部長」という。）の指定した相談機関（以下「指定機関」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を助成し、組合員の心の健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 指定機関

指定機関は、別表のとおりとする。

3 助成の方法

組合員等が指定機関でカウンセリングを受けた場合は、地方職員共済組合が指定機関へ相談委託料を支払うものとする。また、組合員等に対する助成は、利用助成期間内につき通算12回までとする。

4 利用助成期間

利用助成期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

5 指定機関の利用方法

指定機関を利用する場合は、指定機関へ事前に電話等で「地方職員共済組合のメンタルヘルス相談事業」を利用する旨連絡し、カウンセリングの日時を予約の上、来院時に受付窓口にて地方職員共済組合組合員証を提示してカウンセリングを受けるものとする。

6 利用報告書

毎月の相談業務が終了したときは、指定機関より別紙1「相談件数報告書」と別紙2「相談実施報告書」を徴するものとする。また、相談者に係る個人情報の保護が行われるよう、安全確保の措置を十分に講ずる。

7 雑則

支部長は、この要領のほか必要な事項を別に定めることができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。